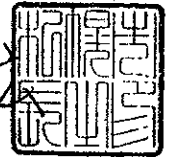


札幌市青少年科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 11 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 108 号

札幌市青少年科学館条例の一部を改正する条例

札幌市青少年科学館条例（昭和 5 6 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表 1（第 3 条関係）

区分			観覧料	
			単位	金額
展示室	個人	一般	1 人 1 回につき	800 円
		高校生、大学生及びこれらに準ずる者（以下「高校生等」という。）		400 円
	団体			720 円
	回数券		1 回観覧券 5 枚つづり	3,600 円
プラネタリウム	個人	一般	1 人 1 回につき	550 円
		高校生等		250 円
	団体			500 円
	回数券		1 回観覧券 5 枚つづり	2,500 円

(2) 別表 1 備考 1 中「及び小学校入学前の」を「、小学校入学前の者及びこれらに準ずる」に改め、同表備考 2 中「団体とは」を「「団体」とは」に、「総

人員」を「者（高校生等及び備考 1 に規定する者を除く。）の総数」に改める。

(3) 別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 3 条関係）

区分		観覧料	
		単位	金額
共通利用券又は セット観覧券	一般	1 人 1 回に	1,100 円
	高校生等	つき	550 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表 1 及び別表 2 に規定する観覧料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表 1 及び別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に発行された回数券は、同日以後においても使用することができる。